

不動産登記法 建物の床面積 管業 R02-40-2 <<#437>>

【問】 正誤をつけよ。

(不動産登記法に関し、)区分建物の表示に関する登記における区分建物の床面積は、各階ごとに壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積(いわゆる壁心計算による面積)により算出する。

【答え】 誤り

<<ポイント>> 建物の床面積

建物の床面積は、各階ごとに壁その他の区画の中心線(区分建物にあつては、壁その他の区画の内側線)で囲まれた部分の水平投影面積による。(不登規則 115 条)

<<補講>> 区分所有法 床面積

- 1 各共有者の持分は、その有する専有部分の床面積の割合による。
- 3 前二項の床面積は、壁その他の区画の内側線で囲まれた部分の水平投影面積による。(区分法 14 条)